

平成三十一年第一回三月定例会

平成 31 年 第 1 回

高森町議会 3 月定例会会議録

平成 31 年 3 月 7 日 開会

平成 31 年 3 月 14 日 閉会



高森町議会会議録

高 森 町 議 会

3月7日（木）

（第1日）

平成31年第1回高森町議会定例会（第1号）

平成31年3月7日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

町長あいさつ

開会（開議）宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

4番 興梠 壽一君

5番 芹口 誓彰君

日程第 2 会期の決定

(1) 会 期 （8日間）

自 平成31年3月 7日

至 平成31年3月14日

(2) 会期及び審議の予定

月 日	会議の種類	備 考
3月 7日（木）	本会議	議案審議・説明・質疑・付託
	休 会	総務常任委員会
3月 8日（金）	〃	文教厚生常任委員会 建設経済常任委員会 地方創生特別委員会
3月 9日（土）	〃	
3月10日（日）	〃	
3月11日（月）	〃	
3月12日（火）	〃	
3月13日（水）	本会議	一般質問
3月14日（木）	本会議	委員長報告・採決

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて

日程第 5 同意第 1号 高森町固定資産評価審査委員会委員の選任について

- 日程第 6 同意第 2 号 高森町農業委員の過半数を認定農業者等又は認定農業者に準ずる者とする事について
- 日程第 7 同意第 3 号 高森町農業委員の選任について
- 日程第 8 議案第 3 号 矢津田辺地に係る公共的施設の整備計画について
- 日程第 9 議案第 4 号 河原辺地に係る公共的施設の整備計画について
- 日程第 10 議案第 5 号 高森町観光交流センターの指定管理者の指定について
- 日程第 11 議案第 6 号 高森町奥阿蘇物産館等の指定管理者の指定について
- 日程第 12 議案第 7 号 高森町奥阿蘇特産品加工場の指定管理者の指定について
- 日程第 13 議案第 8 号 高森町森林環境譲与税基金条例の制定について
- 日程第 14 議案第 9 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第 15 議案第 10 号 高森町ふるさと応援基金設置条例の一部改正について
- 日程第 16 議案第 11 号 高森町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 日程第 17 議案第 12 号 平成 30 年度高森町一般会計補正予算について
- 日程第 18 議案第 13 号 平成 30 年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第 19 議案第 14 号 平成 30 年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 日程第 20 議案第 15 号 平成 30 年度高森町介護保険特別会計補正予算について
- 日程第 21 議案第 16 号 平成 30 年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について
- 日程第 22 議案第 17 号 平成 30 年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算について
- 日程第 23 議案第 18 号 平成 30 年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算について
- 日程第 24 議案第 19 号 平成 31 年度高森町一般会計予算について
- 日程第 25 議案第 20 号 平成 31 年度高森町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 26 議案第 21 号 平成 31 年度高森町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 27 議案第 22 号 平成 31 年度高森町介護保険特別会計予算について
- 日程第 28 議案第 23 号 平成 31 年度高森町簡易水道事業特別会計予算について

日程第 29 議案第 24 号 平成 31 年度高森町農業用水供給事業特別会計予算について

日程第 30 議案第 25 号 平成 31 年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算について

日程第 31 休会の件について

2. 出席議員は次のとおりである。(9名)

1 番	牛 嶋 津世志 君	3 番	後 藤 三 治 君
4 番	興 梶 壽 一 君	5 番	芹 口 誓 彰 君
6 番	立 山 広 滋 君	7 番	森 田 勝 君
8 番	本 田 生 一 君	9 番	田 上 更 生 君
10 番	佐 伯 金 也 君		

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名(20名)

町 長	草 村 大 成 君	副 町 長	本 田 敦 美 君
教 育 長	佐 藤 増 夫 君	総 務 課 長	沼 田 勝 之 君
生活環境課長	後 藤 健 一 君	会 計 課 長	古 澤 要 介 君
健康推進課長	野 中 裕美子 君	住 民 福 祉 課 長	佐 伯 実 君
建 設 課 長	東 幸 祐 君	農 林 政 策 課 長	荒 牧 久 君
税 務 課 長	松 本 満 夫 君	政 策 推 進 課 長 兼 TPC 事 務 局 長	田 上 浩 尚 君
教育委員会事務局長	馬 原 恵 介 君	健 康 推 進 課 指 導 監	阿 南 一 也 君
たからポイントチャンネル事務局長	岩 下 徹 君	政 策 推 進 課 審 議 員	橋 本 俊 太 郎 君
教育委員会審議員	古 庄 泰 則 君	税 務 課 審 議 員	丸 山 雄 平 君
総務課総務係長	住 吉 勝 徳 君	総 務 課 財 政 係 長	代 宮 司 猛 君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名(2名)

議会事務局長	安 藤 吉 孝 君	議会事務局主幹	眞 原 友 紀 君
--------	-----------	---------	-----------

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（田上更生君） おはようございます。

会議に先立ちまして、町長の御挨拶をお願いいたします。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） おはようございます。

平成31年第1回高森町議会定例会の開会にあたり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、公私御多忙のところ、本定例会に御出席をいただき、誠にありがとうございます。また、先ほど、田上議長様、佐伯副議長様、改めましておめでとうございます。

3月になりまして、春を感じるようになってまいりました。私も含め、議会の議員の皆様も、あと2カ月を切り、任期中の最後の定例会ということになりました。私自身といたしましては、振り返りますと、1期目、平成23年は東日本大震災の直後から始まりまして、平成24年には九州北部豪雨災害、平成26年には44年ぶりとなる阿蘇、野尻地区での豪雪、そしてそのあとも阿蘇山中岳の噴火による降灰被害等が発生いたしました。そして、2期目におきましては、まだ記憶に新しゅうございます平成28年の熊本地震の発生と、この8年間は自然災害が連続して、私も含め、議員の皆様も心安まる時がない8年間ではなかったかなというふうに思っております。

そのような状況の中でも、これは個人的な感覚でございますが、多くのことをできたというふうに思っております。災害復旧に関しましては、自信がございます。やってまいりました。そして、そのみならず、自らの政策集に掲げた各種施策の実現に全力を傾けてまいりました。町政の変化ということを経験のツールを使い、またいろんな広報媒体で町民の皆様が感じていただけた8年ではなかろうかというふうに自負をいたしております。また、その間、議会議員の皆様には大変御支援をいただき、御協力いただき、感謝を申し上げたいというふうに思います。

さて、本定例会では、承認1件、人事に関する同意3件、計画の策定、指定管理者の指定、条例の制定及び一部改正などの議案9件、一般会計及び特別会計の予算に関する議案14件を提案いたしております。御審議いただき、御決定賜りますようお願い申し上げまして、御挨拶といたします。

○議長（田上更生君） ありがとうございます。

ただいまから、平成31年第1回高森町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（田上更生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、4番 興柁壽一君、5番 芹口誓彰君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（田上更生君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

会期の決定については、3月4日に開催されました議会運営委員会において、3月7日から3月14日までの8日間と決定しておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月14日までの8日間と決定しました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（田上更生君） 日程第3、諸般の報告を議題とします。

閉会中に行われた諸報告を、各委員長及び監査委員からお願いします。

まず、議員の派遣等について、議長から報告します。

1月9日、阿蘇郡市議長会総会が開催され、阿蘇市議会議員選挙に関連し、役員改選が行われました。

1月18日、第1回臨時議会が開催されました。財産取得議案2件、補正予算議案2件が議決されました。

1月29日から31日まで、議会議員研修を沖縄県で行いました。世界文化遺産施設を巡り、戦争での痛ましい現状を含め、研修を行いました。また、地域活性化事業を推進する上で、ICTを活用した新たな取り組みを見て、裾野の広さと多くの展開を感じたところでございます。

2月1日、JR豊肥線の早期復旧への要望活動を県知事、県議会議長へ行いました。

2月5日から7日まで、全国町村議会議長会第70回定期総会が東京で開催され、出席いたしております。

2月15日、熊本県町村議会議長会定期総会が熊本テルサで開催されました。

2月23日、国道57号線北側ルート全線貫通式典が開催されました。二重峠のトンネル貫通を契機に新たな道路網の整備が行われ、地方創生が次のステージへ歩み出したと実感いたしましたところでございます。

2月25日、阿蘇デザインセンター理事会が開催をされております。

最後に、3月2日、南九州西回り自動車道開通式典が水俣市で開催されました。津奈木インターチェンジから水俣インターチェンジ間が開通し、新たな地域経済発展が期待されるところでございます。

以上で、議員派遣等の報告とさせていただきます。

次に、議会広報特別委員長から報告をお願いいたします。議会広報特別委員長 興柁壽一君。

○議会広報特別委員長（興柁壽一君） おはようございます。4番 興柁です。

議会広報特別委員会から諸般の報告を申し上げます。

当委員会では、議会広報「絆」第73号の発送に向けて、12月14日、1月11日・18日・23日、合計4回の開催を行っております。

なお、2月5日に発送を行っております。

当委員会によります発送は、この第73号が最後になります。4年間の御愛顧をいただきました皆様方に感謝を申し上げ、及び「町民の声」に御投稿いただきました皆様方にお礼を申し上げ、諸般の報告とさせていただきます。

○議長（田上更生君） 次に、監査委員 興柁壽一君。

○4番（興柁壽一君） 4番 興柁です。

監査委員から諸般の報告を申し上げます。

例月出納検査を12月20日、1月22日、2月20日、代表監査委員と共に、合計3日間の監査を行っております。監査結果といたしまして、毎月の指摘事項がありますので、3月末までに改善方法を文書で監査委員まで提出するよう依頼をいたしております。

次に、定期監査を12月19日・20日、1月24日・25日、2月7日・8日・21日、合計7日間、監査を行っております。特に指摘事項はなく、良好な事務処理がなされておりました。

最後に、お願いですが、先日、私の元の職場において職員による不祥事が報道されました。このことを踏まえまして、当町におきましても、コンプライアンス、いわゆる法令遵守を基本に日々の事務にあたっていただくようお願いを申し上げ、監査委員からの報告とさせていただきます。

○議長（田上更生君） 阿蘇広域行政事務組合 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） おはようございます。

阿蘇広域行政事務組合を代表いたしまして、阿蘇広域行政事務組合の議会の報告をさせていただきます。

高森町議会からは、本田生一議員、森田 勝議員、私、3名が出席をいたしております。

平成31年度の当初予算案が2月26日火曜日、阿蘇広域行政事務組合未来館のほうで開催をされております。その際に、平成31年度の当初予算案として34億7,153万4,000円が計上されました。昨年は35億6,351万2,000円でしたから、比較いたしますと9,100万円程度減額の予算提出でございました。

各市町村ごとの阿蘇広域行政事務組合への総合的な負担額を申し上げさせていただきます。当町高森町におきましては、3億1,129万1,000円の負担額でございます。「約」で申し上げますけれども、阿蘇市におかれましては11億1,000万円、南小国町におかれましては2億1,500万円、小国町におかれましては3億2,800万円、産山村におかれましては7,600万円、南阿蘇村におかれましては5億5,300万円、西原村におかれましては7,100万円の負担をされます。トータル的には26億6,000万円の負担が各市町村から行われまして、それに国庫補助・県補助・起債等を含めて34億7,000万円の運営が平成31年度は行われる予定でございます。

議会には7つの議案が提案されておりましたけれども、それぞれ議員からの御質問もございましたけれども、全会一致で可決をいたしましたので、その旨を報告をさせていただきます。

以上です。

○議長（田上更生君） 以上で、諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（田上更生君） 日程第4、承認第1号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 承認第1号で御報告いたします、専決第1号、財産の処分について、御説明申し上げます。

専決いたしました内容は、平成30年第4回定例会、議案第54号で御提案いたしました財産の処分についての処分相手方の会社の形態に誤りがありましたので、正しい形態に修正を行ったものです。

以上、専決いたしました内容について御説明申し上げましたが、御審議の上、御承認賜りますようお願いいたしまして、説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、承認第1号、専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

-----○-----

日程第5 同意第1号 高森町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（田上更生君） 日程第5、同意第1号、高森町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 同意第1号、高森町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、御提案説明を申し上げます。

現在の固定資産評価審査委員会委員の佐田成二氏は、2期6年にわたり固定資産の評価審査に御尽力、御協力いただいておりますが、その任期が平成31年3月22日をもって満了するため、同氏の再任について同意を求めるものであります。

同氏は、人格高潔で識見も高く、また公平・中立で広く社会の実情にも通じ、固定資産評価審査委員会委員として適任者でありますので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上、御説明申し上げましたが、御審議の上、御同意いただけますことをお願い申し上げます。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

す。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本件は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、同意第1号、高森町固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

-----○-----

日程第6 同意第2号 高森町農業委員の過半数を認定農業者等又は認定農業者に準ずる者とするについて

○議長（田上更生君） 日程第6、同意第2号、高森町農業委員の過半数を認定農業者等又は認定農業者に準ずる者とするについてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。農林政策課長 荒牧 久君。

○農林政策課長（荒牧 久君） おはようございます。

同意第2号、高森町農業委員の過半数を認定農業者等又は認定農業者に準ずる者とするについてのご同意につきまして、御説明を申し上げます。

平成27年の農業委員会法改正により、推薦・公募により選任される本町の農業委員定数14名のうち、過半数の8名が認定農業者でなければならないとの規定がございます。農業委員会の選任のため、推薦・公募を1月15日から2月12日までのおおむね1カ月間受け付けを行った結果、認定農業者は5名の推薦にとどまりました。認定農業者が過半数を超えない場合、農業委員会等に関する法律施行規則第2条第1項の定めに基づき、議会の同意を得ることにより認定農業者に準じる者を加え、過半数を満たすことが可能となります。

以上のことから、本定例会に御提案申し上げまして、同意をお願いするものでございます。御審議いただきまして、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本件は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、同意第2号、高森町農業委員の過半数を認定農業者等又は認定農業者に準ずる者とするについては、同意することに決定しました。

-----○-----

日程第7 同意第3号 高森町農業委員の選任について

○議長（田上更生君） 日程第7、同意第3号、高森町農業委員の選任についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 同意第3号、高森町農業委員の選任について、提案理由の説明を申し上げます。

現在の本町の農業委員の任期は、本年3月31日までとなっており、新たに任命する必要がございますが、平成27年に農業委員会に関する法律が改正され、従来の選挙による選出から市町村長の任命へと変更となり、農業委員の任命にあたっては、議会の同意を得る必要があるため、今回御提案するものでございます。

内訳は、農業者の中から任命する委員が、三森一男氏、高崎堅誌氏、谷川春水氏、榎木野繁英氏、色見隆夫氏、岡本房雄氏、工藤進二氏、矢津田勇次氏、甲斐正一氏、城井若生氏、以上、10名でございます。農業者が組織する団体、その他の関係者からの推薦に基づき任命する委員が、吉良山友二氏、三森伸治氏の2名でございます。農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者として任命する委員が、首藤光一氏、山村珠美氏の2名であり、合計14名でございます。

いずれの方々も農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化に関する事項、その他農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる方々でございます。

よろしく御審議いただき、御決定くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本件は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、同意第3号、高森町農業委員の選任については、同意することに決定しました。

-----○-----

日程第8 議案第3号 矢津田辺地に係る公共的施設の整備計画について

日程第9 議案第4号 河原辺地に係る公共的施設の整備計画について

○議長（田上更生君） 日程第8、議案第3号、矢津田辺地に係る公共的施設の整備計画について、及び、日程第9、議案第4号、河原辺地に係る公共的施設の整備計画については、関連がありますので、一括して議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。政策推進課長 田上浩尚君。

○政策推進課長（田上浩尚君） おはようございます。

議案第3号、第4号で提案いたしました、矢津田辺地及び河原辺地に係る公共的施設の整備計画につきまして同内容でございますので、あわせて提案理由を説明申し上げます。

今回の整備計画は、矢津田辺地及び河原辺地におきまして、平成31年度、今回の当初予算で計上しております消防小型動力ポンプ付積載車購入事業による辺地債借入れ等を行うためのものがございます。この整備計画は、事業実施に伴い、必要な財源の確保に関するものでありまして、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置に関する法律第3条の規定に基づきまして御提案申し上げるところでございます。

なお、この法律に基づく事業につきましては、辺地債の借入れが可能となりますとともに、元利償還金の80%が地方交付税の基準財政需要額に算入されることとなり、町の財政にとりましても有利なものとなります。

また、今回の提案の条件となります熊本県との整備計画の協議につきましては、平成31年2月21日付けで終了しております。

以上、今回提案しております内容につきまして御説明申し上げましたが、御審議

いただき、御決定賜りますようお願いいたします。

説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから議案第3号、矢津田辺地に係る公共的施設の整備計画について、及び、議案第4号、河原辺地に係る公共的施設の整備計画についてを採決します。本案について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第3号、矢津田辺地に係る公共的施設の整備計画について、及び、議案第4号、河原辺地に係る公共的施設の整備計画については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第10 議案第5号 高森町観光交流センターの指定管理者の指定について

○議長（田上更生君） 日程第10、議案第5号、高森町観光交流センターの指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。政策推進課長 田上浩尚君。

○政策推進課長（田上浩尚君） 議案第5号で提案いたしました、高森町観光交流センターの指定管理者の指定につきまして、提案理由を説明申し上げます。

本議案は、高森町観光交流センター条例第10条の規定により、観光交流センターの管理を指定管理者に行わせる場合で、町長が特別の事情があると認めるときは指定管理の選定を行うことができるという条文に則り、今回、高森町観光協会を指定管理者として指定するものでございます。

議案を御覧ください。

まず、対象施設は、高森町観光交流センター、指定管理者となる団体の名称は、高森町観光協会、会長 後藤 巖氏です。

次に、指定の期間といたしましては、平成31年4月1日より2020年3月31日までとなっております。

指定管理者を指定するには、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、この議案を提案するものでございます。

以上、今回提案いたします内容について説明申し上げましたが、御審議いただき、御決定賜りますようお願いいたしまして、説明を終わりとします。よろしくお願いたします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから議案第5号、高森町観光交流センターの指定管理者の指定についてを採決します。本案について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第5号、高森町観光交流センターの指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第11 議案第6号 高森町奥阿蘇物産館等の指定管理者の指定について

○議長（田上更生君） 日程第11、議案第6号、高森町奥阿蘇物産館等の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。生活環境課長 後藤健一君。

○生活環境課長（後藤健一君） おはようございます。

高森町奥阿蘇物産館等の指定管理者の指定についての御説明を申し上げます。

議案第6号で提案いたしております、本議案は、高森町奥阿蘇物産館条例第11条及び高森町奥阿蘇キャンプ場条例第11条の規定により、施設の管理を指定管理者に行わせる場合で、町長が特別の事情があると認めるときは指定管理の選定を行うことができるという条文に則り、今回、有限会社甲斐商店を指定管理者として指定するものであります。

議案を御覧ください。

対象施設は、高森町奥阿蘇物産館と高森町奥阿蘇キャンプ場でございます。指定管理者となる団体の名称は、有限会社甲斐商店、代表取締役 甲斐一郎氏でございます。

ます。

次に、指定の期間としましては、平成31年（2019年）4月1日から2020年3月31日までの1年間でございます。

指定管理者を指定するには、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、この議案を提案するものであります。

以上、提案しております内容について御説明申し上げましたが、御審議いただき、御決定賜りますようお願いいたします。

以上で、説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから議案第6号、高森町奥阿蘇物産館等の指定管理者の指定についてを採決します。本案について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第6号、高森町奥阿蘇物産館等の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第12 議案第7号 高森町奥阿蘇特産品加工場の指定管理者の指定について

○議長（田上更生君） 日程第12、議案第7号、高森町奥阿蘇特産品加工場の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。生活環境課長 後藤健一君。

○生活環境課長（後藤健一君） 議案第7号で提案いたしました、高森町奥阿蘇特産品加工場の指定管理者の指定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

先ほどと同様で、高森町奥阿蘇特産品加工場条例第11条の規定により、施設の管理を指定管理者に行わせる場合で、町長が特別の事情があると認めるときは指定管理の選定を行うことができるという条文に則ります。今回、有限会社ヴルスト阿蘇を指定管理者として指定するものであります。

対象施設は、高森町奥阿蘇特産品加工場でございます。指定管理者となる団体の

名称は、有限会社ヴルスト阿蘇、代表取締役 中村敏治氏でございます。

次に、指定の期間としましては、2019年4月1日から2020年3月31日までの1年間でございます。

指定管理者を指定するには、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、この議案を提案するものであります。

以上、今回提案いたします内容について御説明申し上げましたが、御審議いただき、御決定賜りますようお願いいたしまして、説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから議案第7号、高森町奥阿蘇特産品加工場の指定管理者の指定についてを採決します。本案について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第7号、高森町奥阿蘇特産品加工場の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第13 議案第8号 高森町森林環境譲与税基金条例の制定について

○議長（田上更生君） 日程第13、議案第8号、高森町森林環境譲与税基金条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。農林政策課長 荒牧 久君。

○農林政策課長（荒牧 久君） 議案第8号で提案いたしました、森林環境譲与税基金条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

森林環境税及び森林環境譲与税は、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、平成30年通常国会における森林関連法案の見直しによって新たな森林管理制度が創設されることを踏まえ、平成31年度税制改正において創設されることとなっております。

森林環境譲与税の譲与基準は、10分の9に相当する額を市町村、10分の1に相当する額を都道府県に譲与されます。市町村に譲与される額の10分の5を私有

林人工林面積で、10分の2を林業就業者数で、10分の3を人口で按分して譲与されることとなっております。本町には1,129万円が譲与される予定でございます。

森林環境譲与税の用途につきましては、間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充てることができます。本町におきましては、意向調査、担い手確保、森林・林業・木材普及活動等に542万4,000円を充てる予定で、残額の586万6,000円を基金に積み立てる予定としております。

基金積み立てにつきましては、市町村は、後年度における事業に要する費用に充てるために留保し、基金に積み立てる、又は特別会計において繰り越すこととして差し支えないとされておるためでございます。

条例を制定するためには、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を経る必要があることから、今回提案したものでございます。

以上、森林環境譲与税基金条例の制定について御説明を申し上げましたが、御審議いただきまして、御決定賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから議案第8号、高森町森林環境譲与税基金条例の制定についてを採決します。本案について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第8号、高森町森林環境譲与税基金条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第14 議案第9号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

○議長（田上更生君） 日程第14、議案第9号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 沼田勝之君。

○総務課長（沼田勝之君） おはようございます。

議案第9号で御提案いたしました、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についての提案理由の説明をいたします。

今回の改正につきましては、長時間労働の是正措置として、国家公務員において超過勤務命令を行うことができる上限を人事院規則で定めるなどの措置を講じることとされ、本年4月1日より適用されるため、現在、人事院規則の改正等の作業が進められております。これによりまして、地方公務員につきましても、国家公務員の措置を踏まえ、超過勤務を行うことができる上限を定める等、所要の措置を講じることとされたため、今回その一部を改正するものです。

具体的な事項・内容等については、規則で定めることとされており、今後、人事院規則や県の改正例等を参考に町の規則の改正を行うこととしております。

条例の改正を行うためには、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を経る必要があるため、今回の提案をするものでございます。

御審議いただき、御決定くださいますようお願いいたしまして、提案理由の説明といたします。よろしく申し上げます。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから議案第9号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを採決します。本案について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第9号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第15 議案第10号 高森町ふるさと応援基金設置条例の一部改正について

○議長（田上更生君） 日程第15、議案第10号、高森町ふるさと応援基金設置条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。政策推進課長 田上浩尚君。

○政策推進課長（田上浩尚君） 議案第10号で提案いたしました、ふるさと応援基金設置条例の一部改正につきまして、提案理由を説明いたします。

本議案は、ふるさと高森町を愛し、応援しようとする人々から寄附金を積み立て、寄附者の意思を尊重し、高森町が目指す将来像「子どもの心を育み、住みやすいまち」「お年寄りが憩えるふるさと」「住みたいと実感できる自立と共生のまち」など、ふるさとづくりに資することを目的として、平成23年12月に高森町ふるさと応援基金設置条例が制定されています。しかし、対象事業の中で近代的なものが今入っておりませんので、このためふるさと応援寄附金の使途として、平成28年に発生しました熊本地震の復興支援やエンタメ関連事業を明確にするため、今回、条例の一部を改正するものであります。

新旧対照表を御覧ください。

第2条第1項の第3号の後ろに、第4号として「熊本地震からの復興支援事業」、第5号に「エンタメ業界と連携したまちづくり事業」を追加し、「第4号」を「第6号」とするものでございます。

条例を改正するには、地方自治法第96条の第1項第1号の規定により、議会の議決を経る必要があるため、この議案を提案するものであります。

以上、今回提案しております内容について御説明申し上げましたが、御審議の上、御決定賜りますようお願いいたしまして、説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから議案第10号、高森町ふるさと応援基金設置条例の一部改正についてを採決します。本案について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第10号、高森町ふるさと応援基金設置条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 16 議案第 11 号 高森町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

○議長（田上更生君） 日程第 16、議案第 11 号、高森町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉課長 佐伯 実君。

○住民福祉課長（佐伯 実君） おはようございます。

議案第 11 号で御提案いたしました、高森町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について、御説明を申し上げます。

本条例は、暴風・豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給及び自然災害により精神又は身体に著しい障がいを受けた町民に対する災害見舞金の支給並びに自然災害により被害を受けました世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸し付けを行い、もって町民の福祉及び生活の安定を資することを目的に制定をされております。

新旧対照表のほうで御説明をしたいと思います。

今回御提案申し上げます改正の内容としましては、自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対します災害援護資金の貸付利息の改正であり、現行、年 3% の利率を、連帯保証人がある場合は利率を 0 としまして、連帯保証人がない場合は年利 1% とするものでございます。

この利率算定理由としましては、災害貸付・融資で市中銀行の利率は約 1.5% 前後でございます。また、東日本大震災の特例生活福祉資金の貸付利率、これが 1.5% でございまして、市中銀行の利率とさほど変わりはありません。被害に遭われた方の状況及び心情を鑑みますと、とても負担が多いというふうに考えられるものでございます。

全国的又は近隣市町村の状況は、被災者にとってより低い利率での貸し付けが行えますよう、保証人がある場合は無利率としまして、保証人がない場合は母子福祉資金の貸付利率 1.0% を採用している市町村が多うございます。本町もこの利率を採用するものでありまして、本町におきましては、現在のところ貸付実績はございませんが、御存じのとおり、災害はいつ起こるか誰も予測はつかないものであり、被害世帯の救済には欠かせない貸付制度であります。

この条例を改正するためには、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

以上、御説明を申し上げましたが、御審議いただきますようお願いを申し上げます。

す。よろしくお願いいたします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから議案第11号、高森町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてを採決します。本案について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第11号、高森町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第17 議案第12号 平成30年度高森町一般会計補正予算について

○議長（田上更生君） 日程第17、議案第12号、平成30年度高森町一般会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 議案第12号で御提案いたしました、平成30年度高森町一般会計補正予算（第6号）について、御説明を申し上げます。

今回の補正は、平成30年度の年度末を控え、歳入歳出全般にわたって補正するものでございまして、歳入歳出それぞれ1,758万6,000円を減額をいたしまして、予算の総額を51億6,333万8,000円とするものでございます。

2ページをお開きください。

歳入予算の主なものについて御説明をいたします。

第1款町税につきましては、現時点での収入見込額を4,558万2,000円増額をいたしました。この要因といたしましては、町民税は復興需要による増加、それともう一つが、固定資産税は大口納税者の納入によりまして、徴収率が大幅にアップをいたしております。

続きまして、第14款国庫支出金、第15款県支出金につきましては、各事業の

決定通知や確定見込みにより調整を行うものでございます。

続きまして、3ページを御覧ください。

第18款繰入金につきましては、財源調整のため、財政調整基金及びふるさと応援基金、復興基金等の繰入金を総額1億7,213万2,000円減額をいたしました。

第21款町債につきましては、今年度、地方債を借り入れて実施予定の各事業の事業費変更等による増減、また後ほど概要書を用いて説明をさせていただきますが、高森防災公園整備に係る地方債の増額により、総額9,550万円を増額をいたしました。

4ページをお開きください。

歳出全般にわたりまして必要経費の最終見込みにより主に減額補正をいたしておりますが、一部追加の補正を計上いたしております。追加に関しましての詳細につきましては、別途お配りいたしております補正予算概要書にて、後ほど御説明を申し上げます。

続きまして、6ページをお開きください。

第2表繰越明許費補正につきましては、年度内の完了が見込めない事業について、翌年度へ繰り越すものでございます。

続きまして、7ページを御覧ください。

第3表債務負担行為補正につきましては、12項目を追加しております。このうち1番から10番までの項目については、平成31年度の1年分を計上、11番以降の項目は、それぞれの期間に係る限度額を計上いたしましたものでございます。

8ページをお開きください。

第4表地方債補正につきましては、先ほど御説明いたしましたとおり、高森防災公園の整備に係る地方債の追加、また今年度、地方債を借り入れて実施予定の各事業の事業費変更に係る地方債の増減をそれぞれ計上をいたしております。

続きまして、29ページをお開きください。

第3款第1項第7目国民健康保険事業費につきましては、繰出金を計上しておりますが、こちらは国民健康保険特別会計の財源不足により法定外繰出金を1,000万円計上させていただきました。詳細につきましては、後ほど担当課長より御説明を申し上げます。

最後に、歳出予算の中で今回追加しております事業の詳細について、概要書を使って御説明申し上げます。補正予算概要書の準備をよろしくお願いいたします。

お手元にお配りいたしました平成30年度高森町一般会計補正予算（第6号）の概要書に沿って御説明を申し上げます。

最初のページ、1ページでございます。

消防団設備整備費補助金でございます。これは、災害時における消防団のより効果的な救助活動のため、国の経済対策、補正予算における消防団設備整備費補助金の内示、活用をいたしまして、救助用の資機材等を整備する経費として1,646万1,000円を計上させていただきました。本事業は、AEDや油圧切断機、チェーンソー等、消防団において配備が進んでいない資機材等の整備を促進する目的で活用するものでございます。資機材も各分団に配備するものが主なものとなっております。これは、補助率は3分の1になっておりますが、残り3分の2の町の負担分につきましては、その80%が特別交付税で措置されることになっておりまして、実質的な町の負担は219万5,000円となっております。

続きまして、次のページをお願いします。裏でございます。

これは、高森防災公園整備工事につきましての概要でございます。高森駅周辺に整備予定であった防災公園について、場所を元蓄協跡地に変更いたしまして、事業を実施するために1億5,000万円を計上させていただきました。防災公園は、高齢者世帯や指定避難所までの自力避難が困難な状況にある町民の方々の一時的な避難スペースを確保するとともに、車中泊にも対応できるよう整備を計画してきたものでございます。今回、国の経済対策といたしまして、また橋本審議員や本田副町長の国の省庁もしくは熊本県からのアドバイスをいただきまして、社会資本総合整備事業の内示を受けました。事業費を計上させていただきました。国の経済対策で実施する事業になりますので、補助金の50%の残り、補助裏の分ですね、補正予算債が活用可能となりまして、これは充当率が100%、また熊本地震関連の事業であるということで、交付税措置率が80%となる大変ありがたいスキームでの予算を組むことができます。また、平成31年度への繰越事業となり、年度内の完了を見込んでおります。

以上、今回提案いたしております補正予算について、その概要を御説明いたしましたが、御審議いただき、御決定賜りますようお願いいたしまして、説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

7番 森田 勝君。

○7番（森田 勝君） 7番 森田です。

ただいま、町長によりまして消防団の救済活動あたりの機材道具を購入するというようなお話もございましたが、この中でちょっと私が思ったのは、エンジンカッター、それからチェーンソーなどを使うときは、恐らくこれは免許が必要になってくると私は思っております。消防団の中でこういう免許を持っておられる人がおられるならスムーズにいくと思いますが、今後そのような免許取得のために補助をするか、検討なされているのかをお聞きしたいと思えます。

○議長（田上更生君） 総務課長 沼田勝之君。

○総務課長（沼田勝之君） 森田議員の御質問にお答えいたします。

先ほど、町長の説明にもありましたが、各分団にこういう機材を配備することといたしております。言われたとおり、チェーンソーとかの免許ということで御質問ですが、各分団に森林組合とか、そういうところに出られる方とか、そういうことでもありますし、また、もし分団に持っていらっしやらない方が、そういう免許をまだ取得できていない方がおられましたら、そういうところを把握して、エンジンカッターとか、エンジンカッターは高額で100万円以上するので、1台しか買えませんでしたので、役場のほうに置いておきたいと思えます。チェーンソーとかは各分団に配備して、使用する人を何人か限定して使用するように行いたいと思えます。

以上です。

○7番（森田 勝君） はい、ありがとうございます。

○議長（田上更生君） そのほか、質疑ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、各常任委員会に付託したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第12号は、各常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第18 議案第13号 平成30年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 日程第18、議案第13号、平成30年度高森町国民健康保険

特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。健康推進課長 野中裕美子君。

○健康推進課長（野中裕美子君） おはようございます。

議案第13号で提案いたしました、平成30年度高森町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算の補正を第1条で、歳入歳出予算の総額に1億242万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億8,866万4,000円とするものでございます。

歳入予算の主なものについて御説明申し上げます。

7ページをお開きください。

第1款国民健康保険税につきましては、1目一般被保険者国民健康保険税を218万6,000円増額、2目退職被保険者等国民健康保険税を144万1,000円減額しております。直近の保険税課税額及び収納率を勘案して、算出して見込んだものでございます。

8ページをお開きください。

6款県支出金、1項1目1節普通交付金を1億円増額しております。また、2節特別交付金を853万7,000円減額しております。

10款繰入金、1項1目一般会計繰入金を総額で815万5,000円増額しております。

9ページを御覧ください。

同款6節その他一般会計繰入金を927万6,000円増額しております。先ほど一般会計補正で法定外繰入金1,000万円を計上した分ですが、これは本年2月に平成29年度療養給付金負担金交付金が確定いたしまして、約1,452万円の返還金が生じたことにより、国保特別会計歳入予算において賄うことができないため、その不足分として一般会計から繰り入れるものでございます。本町の国保基金は、現在8,000円未満ということで、県にも国保財政運営基金を活用できないかとお聞きしましたが、今回の分は対象にならないとのことでありまして。今後、療養給付金と返還金への一般会計からの繰入金は発生いたしませんので、御理解をいただきますようお願い申し上げます。

続きまして、歳出予算の主なものについて御説明申し上げます。

10ページをお開きください。

2 款保険給付費、1 項 1 目一般被保険者療養給付費を 1 億円増額しております。ここ数年においては、6 億円以内での療養給付費でありましたが、6 億円を超える状況になりました。なお、この 1 億円につきましては、普通交付金として交付されます。

1 1 ページを御覧ください。

6 款保険事業費、2 項 1 目特定健康診査等事業費を 5 0 2 万 1, 0 0 0 円減額しております。なお、同目 2 0 節扶助費の人間ドック助成費につきましては、本年度リニューアルした事業であります。助成金額の確定や要綱作成等で実質的には年度途中からの取り組みとなったことから、想定よりも少ない事業実績となりましたが、平成 3 1 年度におきましては、年度当初からの取り組みを行う予定にしております。

9 款諸支出金、1 項 6 目療養給費等負担金償還金につきましては、先ほど申し上げました 1, 4 5 1 万 8, 0 0 0 円増額しております。歳入の際に申し上げましたが、平成 2 9 年度療養給付等負担金等交付金の確定による返還金でございます。平成 3 0 年度の国保制度改正に伴い、療養給付等負担金等の返納につきまして、今後は発生いたしません。

1 2 ページをお開きください。

1 0 款予備費につきましては、予算の調整を行っております。

以上、今回提案しております補正予算の主なものについて、その概要を御説明いたしました。御審議いただき、御承認賜りますようお願いいたします。説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 1 3 号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第 1 9 議案第 1 4 号 平成 3 0 年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算に

ついて

○議長（田上更生君） 日程第19、議案第14号、平成30年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。健康推進課長 野中裕美子君。

○健康推進課長（野中裕美子君） 議案第14号で提案いたしました、平成30年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算の補正を第1条で、歳入歳出予算の総額から469万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9,383万9,000円とするものでございます。

歳入予算の主なものについて御説明申し上げます。

6ページをお開きください。

1款1項後期高齢者医療保険料の各節の補正につきましては、それぞれ見込額による補正を行っております。

3款1項1目2節保険基盤安定繰入金につきましては、194万3,000円の減額でございます。

続きまして、歳出予算の主なものについて御説明申し上げます。

7ページを御覧ください。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、実績見込みにより303万2,000円減額しております。

3款1項1目健康診査費、13節委託料につきましては、健診機関への委託料を41万7,000円減額しております。なお、実績見込みによりほかの項目につきましても、それぞれ調整を行っております。

8ページをお開きください。

5款予備費につきましては、収支の調整を行っております。

以上、今回提案しております補正予算について説明いたしましたが、御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします、説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第14号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第20 議案第15号 平成30年度高森町介護保険特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 日程第20、議案第15号、平成30年度高森町介護保険特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。健康推進課長 野中裕美子君。

○健康推進課長（野中裕美子君） 議案第15号で提案しました、平成30年度高森町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算の補正を第1条で、歳入歳出予算の総額から2,770万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億4,405万7,000円とするものでございます。

歳入予算の主なものについて御説明申し上げます。

7ページをお開きください。

3款2項国庫補助金を総額で491万2,000円減額、4款支払基金交付金を総額で1,379万9,000円減額しております。それぞれ見込みによる減額を行っております。

8ページをお開きください。

5款県支出金、1項1目介護保険給付金を398万4,000円減額、6款繰入金金を総額で415万8,000円減額しております。いずれも見込みによる減額を行っております。

続きまして、歳出予算の主なものについて御説明申し上げます。

10ページをお開きください。

1款総務費、3項1目介護認定調査等費を275万円減額しております。介護認定調査員を募集しましたが、応募がなかったことに伴う減額であります。

2款保険給付費、1項1目介護サービス等諸費を1,230万円減額しております。

11 ページを御覧ください。

2 款保険給付費、2 項介護予防サービス等諸費を 279 万 3,000 円、高額介護サービス等諸費を 440 万円、6 項特定入所者介護サービス等諸費を 634 万円ともに減額いたしております。いずれも見込みによる減額を行っております。

12 ページをお開きください。

5 款地域支援事業、1 項につきましても、461 万 2,000 円減額いたしております。

13 ページを御覧ください。

6 款基金積立金を 2,000 万円増額いたしております。歳出の説明で減額が多く見られますが、平成 28 年度から平成 29 年度の介護給付費の伸び等を考慮して、平成 30 年度当初予算を作成しておりましたが、平成 30 年度におきましては、幸いにも想定したほど伸びがなく、今回 2,000 万円の基金積み立てを行うものでございます。

8 款予備費につきましては、収支の調整を行っております。

以上、今回提案しております補正予算の主なものについて、その概要を御説明いたしましたが、御審議いただき、御承認賜りますようお願いいたしまして、説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 15 号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第 21 議案第 16 号 平成 30 年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 日程第 21、議案第 16 号、平成 30 年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。建設課長 東 幸祐君。

○建設課長（東 幸祐君） こんにちは。

議案第16号で御提案いたしました、平成30年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について、御説明をいたします。

今回の補正は、既定予算総額から、歳入歳出それぞれ1,113万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を2億919万8,000円とするものでございます。

4ページをお開きください。

第2表地方債補正につきましては、地方債事業の事業費確定に伴い、それぞれ限度額を変更するものでございます。

次に、歳入の主なものについて御説明申し上げます。

7ページをお開きください。

第1款使用料及び手数料、以下、第6款諸収入までの各項目につきましては、見込額と現計予算額との調整によりそれぞれ減額を行っております。

第7款地方債につきましては、起債事業の事業費確定に伴い、起債額が決定したことにより減額補正を行っております。

次に、歳出の主なものについて御説明申し上げます。

8ページをお開きください。

第1款水道費の一般管理費におきまして、第11節需用費につきましては、電気料の増額により補正を行うものであります。その他の項目につきましては、年度末に向けての見込額によりそれぞれ調整を行っております。

また、第4款予備費につきましては、予算調整により減額を行っております。

以上、今回提案をしております補正予算の主なものについて概要を御説明いたしました。御審議いただき、御決定賜りますようお願い申し上げます。提案説明といたします。

以上です。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第16号は、建設経済常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第22 議案第17号 平成30年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算
について

○議長（田上更生君） 日程第22、議案第17号、平成30年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。建設課長 東 幸祐君。

○建設課長（東 幸祐君） 議案第17号で御提案いたしました、平成30年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算（第2号）について、御説明いたします。

今回の補正は、既定予算総額の増減はなく、歳出予算内の増減により予算調整を行っております。

6ページをお開きください。

第1款農業用水費の管理費につきましては、電気料の増加等により増額補正を行っております。また、予備費につきましては、予算調整により減額計上を行っております。

以上、今回提案しております補正予算の主なものについて、その概要を御説明いたしました。御審議いただき、御決定賜りますようお願いいたします。提案理由といたします。

以上です。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第17号は、建設経済常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第23 議案第18号 平成30年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正
予算について

○議長（田上更生君） 日程第23、議案第18号、平成30年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。政策推進課長 田上浩尚君。

○政策推進課長（田上浩尚君） 議案第18号で提案いたしました、平成30年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由を説明申し上げます。

1ページをお開きください。

第1条で、既定の予算に歳入歳出それぞれ761万4,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ3,494万8,000円とするものでございます。

6ページをお開きください。

歳入予算について御説明申し上げます。

第1款財産収入につきましては、自治体基金及び住民基金の利子が確定し、1万6,000円を減額いたしております。

第2款繰入金につきましては、基金繰入金として鉄道軌道安全輸送設備等の整備事業の確定に伴いまして、759万8,000円を減額しております。

続きまして、7ページを御覧ください。

歳出予算の説明となります。

第1款事業費、19節負担金補助及び交付金につきましては、鉄道軌道安全輸送設備等の整備事業が確定したことに伴いまして、759万8,000円を減額しております。また、25節の積立金につきましては、自治体基金及び住民基金の利子確定に伴う1万6,000円の減額を計上しております。

以上、今回提案しております補正予算について説明いたしました。御審議いただき、決定賜りますようお願いいたします。説明を終わらせていただきます。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、総務常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第18号は、総務常任委員会に付託することに決定しました。

お諮りします。次の議案が平成31年度の一般会計予算というようなことで説明あるいは質疑等に時間をとるといようなことになろうかと思ひます。ですので、早うございますけれども、休憩をとりたいと思ひますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） それでは、休憩をとらせていただきます。午後1時より再開いたします。

-----○-----

休憩 午前11時50分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○議長（田上更生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

日程第24 議案第19号 平成31年度高森町一般会計予算について

○議長（田上更生君） 日程第24、議案第19号、平成31年度高森町一般会計予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 議案第19号で御提案をいたしました、平成31年度高森町一般会計予算について、御説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。

今回提案しております歳入歳出予算の総額は、45億1,500万円となっております。

続きまして、予算書の8ページをお開きください。

第2表継続費につきましては、事業に数年度を要するものに係る総額及び年割額を設定するものであり、デジタル防災行政無線導入工事の経費を総額7億2,000万円設定いたしました。そのうち、平成31年度の事業費として3億円を計上させていただきました。事業の詳細につきましては、概要書別紙の16ページに記載をしておりますが、財源となります緊急防災・減災事業債、緊防債が平成32年度までしか活用できないこと、それが一つ。それと、現在のアナログ方式は、国の方針により平成34年11月までしか使用ができないため、今年度より実施することとなりました。

続きまして、9ページを御覧ください。

第3表債務負担行為につきましては、各課から予算計上している地域おこし協力

隊の車両及びパソコンのリース料等、複数年にかけて歳出が見込まれるものについて、期間と限度額を設定するものでございます。

10ページをお開きください。

第4表地方債につきましては、平成31年度に実施予定の各事業につきまして、起債限度額を約5億3,000万円設定いたしました。なお、情報通信基盤利用料の経費として過疎債のソフト分を計上しておりますが、平成29年12月22日に高森町情報通信施設利用検討委員会において取りまとめられました「高森町情報通信施設利用の今後のあり方に関する提言」の中で、提言3「町は、過疎対策ソフト事業債等の財政措置が活用できる限りは利用者に負担を求めないことが望ましい」とうたわれていることから、借入れを行っているものでございます。平成31年度につきましても、過疎債のソフト分の借入れを見込んでいることから、利用者負担を求めない方向で進めているところでございます。

過疎債につきましては、過疎地域自立促進特別措置法の改正に伴い、現在言われておりますのが、今後この制度が存続するかどうかは不透明でございます。国からの方向性が示されましたら、提言3にうたわれているように、前年度12月までに次年度の利用者負担の有無を決定し、町民の方々に周知をしていきたいと思っております。

続きまして、予算の概要について御説明を申し上げます。

予算書とは別に、当初予算概要書と事業ごとの内容を取りまとめました別紙、費目ごとに取りまとめました資料編をお配りを今回はいたしました。別紙及び資料編につきましては、時間の都合上、説明を割愛させていただいて、概要書の主な部分について御説明をいたします。概要書をよろしく願います。

「当初予算の編成にあたって」をお開きをください。

平成31年度は、統一地方選が行われる年であり、本町高森町においても、町長並びに町議会議員の改選が行われることから、当初予算は骨格予算となります。しかし、骨格予算とはいえ、既に執行が確定しているもの、国や県に関連する事業や急を要する事業については、町政の推進に支障を来さないよう配慮しながら予算編成を行いました。

前回の骨格予算、平成27年と比較いたしまして約8億円程度の増額となっておりますが、主な増額要因につきましては、本概要書とは別にお配りしております資料編の資料4を御確認をください。この資料4の前回骨格予算との比較増額要因というところをまとめておりますので、御覧になっていただければというふうに思っ

ております。大きいところで言いますと、やはり消防のことが大きいわけでございます。

それでは、概要書に戻らせていただきます。

続きまして、当初予算概要書の「町債残高の推移」をお開きください。ナンバーは4番になります。こちらに記載しているとおおり、西原・前原防災道路等の町道整備事業や熊本地震復旧・復興事業の影響により、今後も増加に転じる見込みとなっております。また、平成31年度より実施を予定しておりますデジタル防災行政無線の整備や防災公園、高森駅周辺再開発グランドデザイン等に係る事業を検討しており、地方債の残高は50億円を超える推移と見込んでおります。私が前町長から受けましたときが50億9,000万円でございます。それを43億円弱まで減らしまして、事業を展開しながら現在に至っているところでございます。しかしながら、高森温泉館等をつくられたときの67億、8億円のこの起債の合計にはほど遠い数字であるということもお伝えさせていただきたいと思っております。

続きまして、5番、「財政調整基金残高の推移」をお開きください。平成27年度末に基金残高は過去最高額となりましたが、熊本地震や経常的経費の増加に伴い、減少の傾向にあります。今後、突発的な災害対応分として一定額は確保しつつ、将来を見据えながら有効に活用する必要があるとございます。この5番の財政調整基金残高の推移を見ていただきますと分かりますように、平成31年度末、現時点での末まで、つまりあと1年後の末の分の見込みのところまで記載させていただきました。本来であるならば、平成30年度の末、まだきておりませんので、そこまでの記載だというのが通常の事務方が出すところでございますが、平成31年度の末のところまで見込みとして出させていただいたわけでございます。

続きまして、「ふるさと納税の活用」を御覧ください。6番ですね。平成30年度も、県内はもとより、全国各地から大変多くの御寄附をいただきました。今後もふるさと納税制度の充実と更なる展開を図るため、寄附金の使い方をですね、みちを具体的にプロジェクト化し、共感した方から寄附を募るガバメントクラウドファンディング事業や企業版ふるさと応援寄附金事業に取り組み、併せて返礼品として地元特産物の追加や、多くの方に御寄附をいただけるよう効果的なPRを実施いたします。平成31年度は、いただいた寄附の一部を次頁の「ふるさと納税活用事業一覧」に記載した事業に活用させていただくと予定をいたしております。この「ふるさと納税活用事業一覧」も御覧になれば、議員お分かりだと思いますが、私の政策的なもので使うわけではございません。過去から続いているふるさと応援寄附金

の事業の継続というところでございます。

続きまして、「町道維持新設改良計画書」を御覧ください。10番でございます。平成31年度では、こちらに記載したとおりの計画となっており、左側に事業費、右側に事業費の財源の内訳、補助金名や起債の種類等を明記しております。先ほど申し上げましたとおり、今回は骨格予算となっておりますので、既に着工している路線の継続事業等がメインとなっております。

また、私が骨格予算につきまして丁寧な概要書及び資料を事務方のほうにつくっていただいた理由と言いますのは、私が初当選をさせていただいたときに、骨格予算ではなく、政策的な経費をそこに記載されているというところで、そこを課題化いたしましたので、当選を果たさせていただきましたので、自分のときに言いつばなしで、自分はどうかというところがあるかなというふうに思っておりましたので、平成27年の骨格予算、平成31年度の骨格予算は、今まで申し上げたとおりのことでしっかり説明をさせていただきたいというふうに思っております。

以上、平成31年度当初予算の概要につきまして御説明をいたしました。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。ありませんか。10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） 10番 佐伯でございます。

町長が言われましたとおり、この議会も4月が改選でございますし、町長におかれましても地方改選の年でございます。説明の中にもありましたとおり、骨格予算と言われておりますけれども、若干なりとやっぱり国の補助事業、県の補助事業が絡んできますと、骨格の中にも新たな政策面も入ってきておるようでございます。そういう中において、総務課長のほうと町長のほうに若干の政策面が入っております関係で、今後について平成31年度の予算を含めた中でお聞きをしたい点がございます。

地域おこし協力隊の使用車両が出てきておりますけれども、昨年、地域おこし協力隊の車両も含めて、町の公用車、それぞれ多数ございますが、何台か事故車を見受けております。そういう中において、やっぱり車の管理の方法についてちょっと問題があるんじゃないか。車の運用について、もう少し教育が必要じゃないかということがございます。高森町は、非常に広い地域でございます。町でございますから、その点において、その教育について、車両運転をするに於ける教育に於ける課題と申しますか、方法について、平成31年度、いかが取り扱っていかれるの

かということをお聞かせをいただきたい。

それと、同じ総務費の中の予算なのですが、草部出張所、野尻出張所、朋遊館、それぞれ予算が計上されております。草部出張所、野尻出張所に対しましては、本当に開設費用ぐらいのことで非常に微々たるものでございますけれども、朋遊館については、ある程度の改良部分が入っておりますので、若干膨れておるようでございます。

しかしながら、私はこの予算を見まして非常に残念に思ったわけですね。昨年、J A阿蘇の高森中央支所管内の野尻支所と草部支所が廃止をされました。役員会で決定されていたことではありますけれども、町長も御存じだと思いますけれども、私が高森中央支所の支所運営委員長をしている関係で、ちまたでは私がそれを進めたように言われております。非常に残念なことなんですけれども、その中において、じゃあ、私が議員として何ができるか、また町がどうやって行政の野尻出張所、草部出張所をこの山東部の弱者の人たちに対して利用度を上げていただけるかということも、今後考えていただかなければならないことだと思うんですね。

野尻方面から高森のスタンドまで来るのには、片道20キロ以上ございます。せっかく燃料を入れて帰っても、非常に帰りは登りばかりでありますから、燃料を使う。そういう苦情もございます。その中において、やっぱり野尻出張所、草部出張所の予算を小さいんですけども、今後どのように捉えて、どのようにその地域で活かしていこうと思われておるのかをお聞かせをいただきたいなど。70万円程度の予算で、人件費は別なんですけれども、考えておられるようでありますけれども、これについては、やっぱり今から先は、この出張所が多機能を備えた行政サービス面だけではなくて、弱者を助けるような出張所でもあってほしいと思うわけありますので、その点についても、今後どういうふうにするのかを捉えていかれるのかということについて、町長のほうからの御意見をお聞かせいただきたい。

ちなみに、歳入の面で、たばこ税が今年も4,950万円組んでございます。これは当町にとっても非常に貴重な財源で、これは紐付きじゃございませんので、町が町の福祉のためにも使っていいわけであります。ですから、こういうような予算をやっぱりそういう弱者のために使っていただけることが、我々喫煙者にとっても非常に喜ばしいことでもあると思います。

そういうわけで、ふるさと納税については、ふるさと納税基金の取り扱いの規則・条例等がありますから、目的があって使われることありますので、それをどうのこうのとは言いませんけれども、たばこ税の取り扱いについて、そういうふうな

方面で取り扱うことが今後できないのかなという希望もありましたものですから、草部出張所、野尻出張所の今後について、70万円ぐらいの予算でいかなもんかというふうに考えておりますので、お聞かせをいただきたいと思います。

以上です。

○議長（田上更生君） 総務課長 沼田勝之君。

○総務課長（沼田勝之君） 10番 佐伯議員の御質問にお答えいたします。

まず、公用車の管理ということですが、現在、公用車は公用車の日誌をつけて、各課ごと、係りの公用車とかいうのは、管理簿ですね、それで毎月報告をしております。確かに言われるように、接触とか、そういう事故が、大きな事故はありませんけど、そういう車庫入れのときに接触したとか、そういうところがありますので、平成31年度に向かつては、公用車の管理ということは、またそういう管理職会議でも何回も言っておりますけど、そういう管理ということで重要な項目ということで話し合いをもちたいと思います。

それと、野尻出張所、草部出張所の件ですけど、予算的には維持経費のような感じで今組んでおるところです。ただ、そこに政策的なものというのは、私からは深くは言えませんが、確かに重要な拠点とっておりますので、これからもそういうつもりで管理はしていかなければならないかということで思っております。

それと、たばこ税ですかね、4,950万円。財源につきましては、いろいろ交付税とか、そういう大きなものありますが、たばこ税の使途ということで特定するようなどころでは、今のところお金に色分けつけるというところはしていませんけど、ほかにも財源、福祉的なものにもっていくところもありますので、そういうところで一応編成上、そういう割り当てじゃないけど、一応ここに充てておりますというか、そういうところで明確にできれば、今後検討していきたいと思えます。

以上です。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 10番 佐伯議員の御質問にお答えさせていただきます。

J Aのほうは、方向性を、高森のみならず、熊本県、ほかの地域も出しているのではないかと思います。その中で、じゃあ、交通弱者もしくは高齢者の方が、特に過疎地域、山東部に住まれている方が、ガソリンスタンドがなくなったと、要は、給油ができないというところでの何か形ができないのかというところで、確かに議会議員ならではの御質問かなというふうに思います。

現時点で地域から私のほうにそういうまず陳情が上がっていないというのが第1点。第2点といたしまして、これを今回の当初予算の中で政策的なことをかなり踏み込んだところを入れたとなりますと、当然それ以外にも今厳しい環境が、買い物であったり医療であったり、あるというふうに認識をいたしております。議員がおっしゃるところとは共通の認識をもっておりますので、私は、高森町長選挙に立候補いたしておりますので、当選した暁には施策として何らかの形で打ち出しをしたいというふうに現時点では考えております。

それと、たばこ税につきましては、たぶん議員は御存じだと思います。特に皆さんベテランの方が多いと思いますので、4,900万円ちょっとの中で、町が自由に使えるお金というのは1,300万円ぐらいしかないのがたばこ税でございます。普通交付税の算入にあたりますので、実はそういう感じですので、じゃあ、そのお金を使えばいいじゃないかというところでございますので、やはり先ほど総務課長がお答えなされたように、福祉的などころだったり、何もかもが、福祉、福祉、福祉ではどうにもなりませんので、その中に一番そのたばこを喫煙される方からいただく税金ですので、その一人が議員でもありますし、私もそうでありますし、多くの喫煙者、愛好者いますので、やはりそういうところに使っていくべきではないかというふうに個人的には考えているところでございます。たばこ税に関しましては、代宮司係長のほうから御説明を差し上げます。

○議長（田上更生君） 総務課財政係長 代宮司 猛君。

○総務課財政係長（代宮司 猛君） 先ほど、町長からお話がありました件について、若干補足という形で、たばこ税が4,950万円なんですけれども、一応その75%が税収としては普通交付税のほうの算入に基準財政収入額のほうに反映されますので、その留保財源という部分が25%ということで約1,300万円弱ですね、それが町の政策の好きな部分に使えるので、それが総務課長からもお話がありましたけど、福祉の部分に使ったり、いろんな部分に使っているというところになります。

以上です。

○議長（田上更生君） 10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） ありがとうございます。

当初、私は、今議会、一般質問もいたしませんし、予定しておりませんし、恐らく骨格で本当に経常的な経費だけでいくんだらうなというふうな気持ちがありましたもんですから、質問等を考えておりませんでした。しかしながら、この予算書を

見ましたときに、若干なりと国の補助事業や県の補助事業に絡んで将来的な一部政策的なところも含んだ予算計上が出されておりましたものですから、じゃあ、将来的にどう捉えていこうかなというところで質問をさせていただきました。

先ほどから言っておりますとおり、草部出張所、野尻出張所、この取り扱いについて、これは一つ考えてみれば、町長ともいつも話しておりますけれども、今回上がっておる農業活性化施設費でアグリセンターの今後の運用についてもこれは絡んでくるわけでありまして、やはりこの谷内・町内においては、スタンド、商店、農業施設の販売場所等についてはあります。ATM等についても、ショッピングセンターもあれば、各コンビニエンスストア、金融機関の窓口等にもあるわけですね。しかしながら、やっぱり山東部において農協が撤退したということで、非常にやっぱりそのATMもなくなる。ガソリンスタンドもなくなる。かなり厳しい状況に追いやられています。やっぱりそれを救えるのは、やはり行政ではないかなと。

しかしながら、やっぱり行政も、役場庁舎内の人件費、扶助費を含むと、やっぱり地方交付税20億円の中で12億円以上がそちらのほうに流れていくと。先ほど言われました温泉館の管理費が今回閉鎖をされるということでもありますので、それも今回の予定はそうなんですけれども、まだ将来はどうなるか分かりませんが、そういうふうな形で非常に限られた予算の中でもありますから、大変厳しい舵取りをお願いするというので、町長のほうからは山東部のほうからお話がないということでもあります。ですから、今後については、この質問を機会に、やっぱり山東部の皆さん方たちがまとまって行政側に頼ってきていただけるような窓口をつくっていただきたいなと思っております。

非常にやっぱり私たちも選挙がありますので、町長同様、改選後、当選することができれば、一緒になって山東部の困った方たちに対しては手を差し伸べていきたいという気持ちをもっておりますが、現状においては、去年の暮れから皆さん方は困った状況でございますので、草部出張所、野尻出張所、それとあわせてアグリセンターも絡ませた上での新たな将来的なビジョンというものも一緒につくっていただきたいということでもありますので、町長のほうに大変厳しい形になると思いますけれども、何かお考え等ありましたら、最後に一つよろしく願いをいたします。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 今おっしゃったことは、当然のことだと思います。やらなければいけないというふうに思っております。

まず、JAが撤退したということに加え、将来、危惧しなければいけないのは、

やはり民間はいつ撤退するか分からないというところで、固有名詞をあげるのはどうかと思いますが、例えばの話ですね、郵便局であったり、もしくは、いろんなそういう公的に近い機関も、これは統合であったり撤退であったり、そういうのが全国で見受けられております。そういう中で、やはり地域の方が頼られるのは、議員であって、また地元の駐在員であって、そして行き着く先は行政であるということで、私は、この現時点の町長としてのお答えはこれまで同様スピード感をもって対応をしまいたいというふうに考えておりますし、一番やらなければいけないのは、やはりしっかりした検討委員会等の中で、そこに地元の方も入っていただいて、これはしっかりした本当の話を、今後こういうところが大変ですって、今がここが大変です、じゃあ、どうしようというところの折り合いを、今後やはりしっかり話し合いながらつけていかなければいけないのじゃないかなというふうに考えておるところでございます。当選を果たしたなら、スピード感をもってやらせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（田上更生君） そのほか、質疑ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、各常任委員会に付託したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第19号は、各常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第25 議案第20号 平成31年度高森町国民健康保険特別会計予算について

○議長（田上更生君） 日程第25、議案第20号、平成31年度高森町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。健康推進課長 野中裕美子君。

○健康推進課長（野中裕美子君） 議案第20号で御提案いたしました、平成31年度高森町国民健康保険特別会計予算について、御説明申し上げます。

御承知のように、昨年4月から国保制度の改革に伴い、国が国保財政運営の責任主体となっております。町は、県に納付金を納めることにより、必要な医療給付を県から交付を受けて支払うことになりました。また、昨年度は、10年ぶりに保険

税率の改正をいたしました。が、本年度は県が示すところの保険税収入額を満たすことから、本年度の保険税率については改正を行わないところで予算編成を行っております。

1 ページをお開きください。

第1条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億964万9,000円としております。前年度と比較しますと6,049万円の増加となっております。これは、主に一般被保険者療養給付費の増加に伴うものであります。

歳入の主なものについて御説明申し上げます。

7 ページから8 ページを御覧ください。

1 款1 項国民健康保険税につきましては、1 目一般被保険者国民健康保険税、2 目退職被保険者等国民健康保険税、合わせまして1億9,243万2,000円計上しております。前年度より328万7,000円の増加を見込んでおります。昨年度10年ぶりに改正を行いました。が、平成30年度において、平成29年度療養給付費等負担金返還金を除く国保会計の運営は健全であること、また今回は県が示した保険税収入額を満たすことから、本年度においては、税率の変更は行わないこととしております。

8 ページを御覧ください。

6 款県支出金、1 項1 目保険給付費等交付金、1 節普通交付金を7億9,204万3,000円計上しております。保険給付に係る費用につきましては、基本的には県からの交付金となることから、保険給付総額から審査支払手数料、出産育児一時金及び葬祭費に係る費用を差し引いた額を計上しております。同じく、2 節特別交付金を2,838万9,000円計上しております。これは、医療費適正化に向けた取り組みを行う財政的支援で、具体的には糖尿病等重症化予防、特定健診受診率向上等、取り組みの保険者努力支援や特定健康診査に係る費用の一部、及びこれまでの調整交付金にあたるものを計上しております。

続きまして、9 ページを御覧ください。

10 款繰入金、1 項1 目一般会計繰入金、1 節保険基盤安定繰入金保険税軽減分として3,172万7,000円を計上しております。また、2 節保険基盤安定繰入金保険者支援分として1,894万7,000円を計上しております。3 節職員給与分として1,600万1,000円を計上しております。5 節財政安定化支援事業繰入金を1,728万6,000円計上しております。

続きまして、歳出予算の主なものについて御説明申し上げます。

12ページをお開きください。

1款総務費、1項1目一般管理費につきましては、国民健康保険事業運営のための事務的経費を2,175万4,000円計上しております。

13ページを御覧ください。

2款保険給付費、1項1目一般被保険者療養給付費として6億6,000万円、同じく2目退職被保険者等療養給付費として1,200万円の計上をしております。いずれも昨年度の実績から見込んでおります。

14ページをお開きください。

2款保険給付費、2項高額療養費として、全体で1億1,662万1,000円を計上しております。いずれも昨年度の実績から見込んでおります。

15ページを御覧ください。

3款国民健康保険事業費納付金、1項1目一般被保険者医療給付費分として1億7,877万円計上しております。

16ページをお開きください。

3款2項1目一般被保険者後期高齢者支援金等分として5,476万6,000円、同款3項1目介護納付金として2,001万4,000円を計上しております。いずれも県から提示された金額をそれぞれ計上しております。

続きまして、17ページを御覧ください。

6款保険事業費、1項1目保険事業費につきましては、あんま・はり・きゅう等の施術に係る助成金を48万円計上しております。なお、1回当たりの助成金を1,000円とし、1人当たり年間12回を限度としております。

同款2項1目特定健康診査等事業費については、特定健診業務委託料と特定健診・特定保健指導に係る人件費等として1,906万3,000円を計上しております。本年度も国の基準であります特定健診受診率60%を目標に予算計上をしております。

18ページをお開きください。

同じく、20節扶助費に280万円計上しております。これは、平成30年度から人間ドックの助成を始めました。この助成は、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳の国保加入者で、対象年齢に達するまでの4年間に特定健診の受診歴が2回以上あって、保険税の滞納がない方が対象となり、助成金は2万円を上限としております。該当者につきましては、新年度になりまして、早い時期に通知する予定にしております。

以上、今回提案しております予算の主なものについて、その概要を御説明いたしましたが、御審議いただき、御承認賜りますようお願いいたしまして、説明を終わらせていただきます。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第20号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第26 議案第21号 平成31年度高森町後期高齢者医療特別会計予算について

○議長（田上更生君） 日程第26、議案第21号、平成31年度高森町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。健康推進課長 野中裕美子君。

○健康推進課長（野中裕美子君） 議案第21号で御提案いたしました、平成31年度高森町後期高齢者医療特別会計予算について、御説明申し上げます。

1ページをお開きください。

第1条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9,362万7,000円としております。

歳入予算の主なものについて御説明申し上げます。

6ページをお開きください。

1款後期高齢者医療保険料につきましては、熊本県後期高齢者医療広域連合が試算しました額5,651万8,000円を計上しております。保険料の税率については2年に1回の改正であり、前年度が改正となっておりますので、税率の変更はありません。

3款1項1目一般会計繰入金、2節保険基盤安定繰入金につきましては、同じく広域連合から提示がありました3,173万4,000円を計上しております。

7ページを御覧ください。

5 款諸収入、4 項 1 目後期高齢者医療広域連合受託事業収入については、広域連合から受託を受け、町が実施しています後期高齢者の健康診査業務に係る経費 3 3 万 4, 0 0 0 円を計上しております。

続きまして、歳出予算の主なものについて御説明申し上げます。

8 ページをお開きください。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費につきましては、後期高齢者医療事務事業運営のための事務費等を 1 0 1 万 5, 0 0 0 円計上しております。

9 ページを御覧ください。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、広域連合が試算した保険料負担金、及び同じく提示のありました保険基盤安定負担金の合計額 8, 8 1 5 万 2, 0 0 0 円を計上しております。

3 款 1 項 1 目健康診査費につきましては、後期高齢者の健康診査業務に係る費用 3 1 0 万 6, 0 0 0 円を計上し、2 目保険事業費では、あんま・はり・きゅう等の施術に係る助成金 3 6 万円を計上しております。なお、国保と同様に、助成額は 1 回につき 1, 0 0 0 円とし、1 人当たり年間 1 2 回を限度としております。

以上、今回提案いたしております予算の主なものについて、その概要を御説明いたしましたが、御審議いただき、御決定賜りますようお願いいたしまして、説明を終わらせていただきます。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 2 1 号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第 2 7 議案第 2 2 号 平成 3 1 年度高森町介護保険特別会計予算について

○議長（田上更生君） 日程第 2 7、議案第 2 2 号、平成 3 1 年度高森町介護保険特別会計予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。健康推進課長 野中裕美子君。

○健康推進課長（野中裕美子君） 議案第22号で提案いたしました、平成31年度高森町介護保険特別会計予算につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

1ページをお開きください。

第1条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億1,705万5,000円としております。前年度と比較しますと1,536万1,000円減額となっております。介護保険特別会計におきましては、保険給付費が約9億3,000万円と、歳出予算の92%と大きな割合を占めております。

歳入予算の主なものにつきまして御説明申し上げます。

7ページをお開きください。

1款保険料につきましては、65歳以上の被保険者が負担される保険料を1億9,928万9,000円計上しております。

次に、3款国庫支出金、1項1目介護給付費負担金として1億7,034万7,000円を計上し、また同じく2項1目調整交付金として9,081万2,000円を計上しております。それぞれ介護給付費に伴う国の負担金補助金であります。

8ページをお開きください。

4款支払基金交付金、1項1目介護給付費交付金を2億5,110万1,000円計上しております。これは、40歳から64歳の第2号被保険者の介護給付費に係る負担金で、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものです。

9ページを御覧ください。

5款県支出金、1項1目介護保険給付金を1億3,190万5,000円計上しております。介護給付費に係る県負担金であります。

なお、3款から5款までは、平成30年度の実績等を勘案し、計上しております。

10ページをお開きください。

6款繰入金、1項一般会計繰入金を総額で1億5,054万9,000円を計上しております。いずれも法定内の繰り入れであります。

続きまして、歳出予算の主なものについて御説明申し上げます。

12ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費として、人件費をはじめ、介護保険事業運営のための一般的な経費として1,504万9,000円を計上しております。

13ページを御覧ください。

1款総務費、3項介護認定審査会につきましては、介護認定等に係る費用998

万8,000円を計上しております。

14ページをお開きください。

2款につきましては、保険給付費関連の予算であり、1項介護サービス等諸費として8億2,988万円を計上しております。

同款2項介護予防サービス等諸費を1,560万円計上しております。

15ページを御覧ください。

2款6項特定入所者介護サービス等費を5,880万円計上しております。これは、介護施設に入所している方で、所得の少ない方を軽減するものでございます。

5款1項1目介護予防生活支援サービス事業費として1,403万6,000円を計上しております。平成30年度から制度化されました介護予防日常生活総合事業に係る経費でございます。

16ページをお開きください。

5款3項1目包括的支援事業費として1,430万円を計上しております。地域包括支援センター委託に係る経費でございます。

19ページをお開きください。

9款公債費、1項1目財政安定化基金償還金を666万7,000円計上しております。平成29年度に熊本県から財政安定化基金を2,000万円借り入れましたが、その償還に伴うものでございます。

以上、今回提案いたしております予算の主なものについて、その概要を説明いたしました。御審議の上、御承認賜りますようお願いいたしまして、説明を終わらせていただきます。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第22号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第28 議案第23号 平成31年度高森町簡易水道事業特別会計予算について

○議長（田上更生君） 日程第28、議案第23号、平成31年度高森町簡易水道事業特別会計予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。建設課長 東 幸祐君。

○建設課長（東 幸祐君） 議案第23号で御提案いたしました、平成31年度高森町簡易水道事業特別会計予算について、御説明申し上げます。

平成31年度予算につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億7,506万4,000円とするものであります。

4ページをお開きください。

第2表地方債におきまして、前原地区水源確保のための水源掘削調査及び工事の財源として過疎債、簡水債借り入れの限度額をそれぞれ設定するものであります。

次に、歳入の主なものについて御説明申し上げます。

7ページをお開きください。

第1款使用料及び手数料につきましては、水道使用料9,521万円を計上しております。

第3款繰入金につきましては、地方債の定期償還分等に係る繰入金として、一般会計から3,080万円を繰り入れるものであります。

第4款財産収入につきましては、基金運用利子として733万円を計上いたしております。

8ページをお開きください。

第5款繰越金につきましては、1,365万8,000円を計上いたしております。

第7款地方債につきましては、第2表で御説明申し上げました前原配水地の水利確保として、水道調査の工事事業費の財源として2,760万円を計上しております。

次に、歳出の主なものについて御説明申し上げます

下の9ページになります。

第1款水道費につきましては、毎年度の経常経費とともに、次のページの10ページには13節委託料です。委託料及び11ページの工事請負費には、先ほど申し上げました前原配水地の掘削工事に係る設計委託料と工事費を計上しております。

第2款公債費につきましては、起債の定期償還分としての元利金6,089万4,000円を計上しております。

また、次のページの12ページでは、予備費として300万円を計上いたしました

た。

以上、今回御提案しております当初予算の主なものについて、その概要を御説明いたしました。御審議いただき、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。提案説明といたします。

以上です。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第23号は、建設経済常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第29 議案第24号 平成31年度高森町農業用水供給事業特別会計予算について

○議長（田上更生君） 日程第29、議案第24号、平成31年度高森町農業用水供給事業特別会計予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。建設課長 東 幸祐君。

○建設課長（東 幸祐君） 議案第24号で御提案いたしました、平成31年度高森町農業用水供給事業特別会計予算について、御説明申し上げます。

平成31年度予算につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,752万9,000円としております。

歳入の主なものについて御説明申し上げます

6ページをお開きください。

第1款財産収入につきましては、基金運用利子として1,342万9,000円、第2款繰入金においては350万円をそれぞれ計上しております。

次に、下の歳出について御説明申し上げます。

歳出につきましては、第1款農業用水費につきまして、それと7節賃金、施設の草刈り人夫賃金や水量管理人夫賃として40万2,000円を計上しております。第11節需用費におきましては、施設に係る電気料や維持補修に要する修繕料とし

て1,510万9,000円を計上しております。12節役務費につきましては、排水タンクの異常を知らせるテレメーター通信料等91万5,000円を計上しております。

また、第2款予備費といたしまして54万8,000円を計上しております。

以上、今回提案をしております当初予算の主なものについて、その概要を説明いたしました。御審議いただき、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第24号は、建設経済常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第30 議案第25号 平成31年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算 について

○議長（田上更生君） 日程第30、議案第25号、平成31年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。政策推進課長 田上浩尚君。

○政策推進課長（田上浩尚君） 議案第25号で提案いたしました、平成31年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算につきまして、提案理由を説明申し上げます。

1ページをお開きください。

第1条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ521万1,000円としております。

6ページをお開きください。

歳入予算について御説明申し上げます。

第1款財産収入につきましては、自治体基金及び民間基金の利息の合計18万

4,000円を計上しております。

また、第2款繰入金として、基金繰入金502万7,000円を計上しております。

続きまして、7ページ、歳出予算につきまして説明申し上げます。

第1款事業費、19節負担金補助及び交付金につきまして、鉄道軌道安全輸送設備等整備補助事業で、これは枕木の交換や車両の点検等に要する費用でございますけれども、その事業で502万7,000円を計上しております。25節積立金につきましては、自治体基金及び民間基金の利息合計の18万4,000円を計上しております。

以上、今回提案しております予算について説明いたしましたので、御審議いただき、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、総務常任委員会に付託したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第25号は、総務常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第31 休会の件について

○議長（田上更生君） 日程第31、休会の件についてを議題とします。

お諮りします。3月8日から3月12日までは休会としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、3月8日から3月12日までは休会とすることに決定しました。

なお、各常任委員会が開かれますので、よろしくお願いいたします。

-----○-----

○議長（田上更生君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

お疲れ様でした。

-----○-----

散会 午後2時05分